

# .保育事故

## 教育・保育施設等における事故対策の経緯について（平成30年5月現在）

- 26年 6月 第16回子ども・子育て会議において事故の発生・再発防止について行政の取組みのあり方等を検討すべきとされる
- 26年 9月 「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置
- 26年11月 検討会中間とりまとめ
- 27年 2月 「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」を地方自治体宛てに通知
- 27年 6月 「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」の公表開始  
URL <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html#database>
- 27年12月 検討会最終とりまとめ
- 28年 3月 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」、  
「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」を地方自治体宛てに通知
- 28年 4月 「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」の設置  
【第1回会議：4月25日開催】 【第2回会議：10月25日開催】
- 29年 【第3回会議：5月9日開催】 【第4回会議：9月7日開催】
- 30年 【第5回会議：2月7日開催】 【第6回会議：5月22日開催】  
第3回会議より検証報告のあった自治体からヒアリングを実施
- 5月 有識者会議年次報告 中間報告

# 教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会について

## 1. 背景

子ども・子育て支援新制度では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 第32条、第50条)

平成26年6月30日開催の第16回子ども・子育て会議において、特定教育・保育施設等の重大事故の発生・再発防止について行政の取組のあり方等を検討すべきとされた。

## 2. 検討会の議論

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会(平成26年9月8日)を設置し、次の事項について議論

重大事故の情報の集約のあり方

集約した情報の分析、フィードバック、公表のあり方

事故の発生・再発防止のための支援、指導監督のあり方

## 3. 中間取りまとめ (平成26年11月28日)

重大事故の集約範囲・方法・公表のあり方について取りまとめ

・報告対象施設・事業者：特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業(子どもを預かる事業に限る)、認可を受けていない保育施設・事業

・報告の対象となる重大事故の範囲：死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故

・報告内容及び報告期限：報告様式を定め、報告期限の目安(第1報は事故発生当日等)を設定

・報告のルート：

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の施設・事業者 市町村 都道府県 国

認可を受けていない保育施設・事業者 都道府県 国

「特定教育・保育施設等における事故の報告について(平成27年2月16日)」により通知

・公表のあり方：国において事故報告をデータベース化し、平成27年6月より内閣府HPで公表(個人情報を除く)

## 4. 最終取りまとめ (平成27年12月21日)

重大事故の発生防止のための今後の取組みとして、以下のとおり取りまとめ

### 1. 事故の発生防止(予防)のためのガイドライン、事故発生時の対応マニュアルの作成

本検討会において検討された、特定教育・保育施設等における重大事故の発生防止及び事故発生時の対応に関するガイドライン等に盛り込むべき内容(骨子)を踏まえ、具体的なガイドライン、マニュアルは、別途調査研究事業において作成する各施設・事業者や地方自治体は、このガイドライン、マニュアルを参考に、各々の実態に応じて事故発生の防止等に取り組む

### 2. 事故の再発防止のための事後的な検証

地方自治体における検証

教育・保育施設等における子どもの死亡事故等について、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために実施 \* 検証にあたっては、プライバシー保護及び事故に遭った子どもや保護者の意向に配慮する

< 検証の実施主体 >

- ・特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業 市町村(都道府県は市町村の検証を支援)
- ・認可を受けていない保育施設・事業 都道府県(指定都市、中核市を含む)

< 検証の対象範囲 >

地方自治体・・・死亡事故、死亡事故以外の重大事故(検証を必要と判断した事例 例:意識不明等)

(施設・事業者は、上記以外の事故、ヒヤリハット事例について適宜検証を実施する)

国における再発防止策の取組

有識者会議を設置し、地方自治体の検証報告等を踏まえた再発防止策を検討・提言

- ・事故報告に基づく集計・傾向分析 ・再発防止に係る提言 等を実施

### 3. 事故の発生・再発防止のための指導監督のあり方

重大事故の発生・再発防止の観点からの指導監督の効果的な運用が必要

- ・重大事故が発生した場合等、事前通告なく指導監査を実施すること等を通知等で明確化
- ・事故の発生・再発防止に対する日常的な指導の充実

今後の施設・事業者や地方自治体の運用状況等を踏まえ、事故の発生防止等の取組みについて引き続き見直していく

# 教育・保育施設等における事故報告及び事故情報データベース

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 中間取りまとめ（平成26年11月28日）を踏まえて、

- ① 特定教育・保育施設等における事故の報告等について（平成29年11月10日）を地方自治体宛てに通知した。
- ② 「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」について内閣府HPで公表開始（平成27年6月30日）

## 【① 事故報告】

報告対象となる施設・事業範囲

- ・ 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）
- ・ 幼稚園（特定教育・保育施設でないもの）
- ・ 特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）
- ・ 地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業、ショートステイ・トワイライトステイ）
- ・ 認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業

報告対象となる重大事故の範囲

- ・ 死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病を伴う重篤な事故等（意識不明の事故を含む。）

○報告期限

- ・ 国への第1報は原則事故発生当日（遅くとも翌日）、2報は原則1ヶ月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行う。  
第1報...事故発生日時、子どもの年齢・性別、発生場所、発生状況等 第2報...事故の概要、事故発生の要因分析等

## 【② 事故情報データベース】

データベースの公表対象は、原則として自治体から第2報以降の事故報告とする。

（事故発生の要因分析等、事故の再発防止のため有用な情報は、原則として第2報以降に記載されるため）

プライバシーに配慮する観点から、個人情報、施設等の名称・所在地等、事案を特定されるものは掲載しない

（自治体を通じて保護者・関係者等の了解を得たものを公表しており、記載内容は自治体によるもので、国で修正等を加えていない。）

データベース掲載頻度は概ね3か月に1回（4半期ごと）

○公表データベース項目

- ・ 認可・認可外の別 ・ 施設・事業所種別 ・ 事故発生時期（月と時間帯）と発生時の場所・状況 ・ 子どもの年齢と性別
- ・ 発生時の体制（クラス年齢・子どもの数・教育・保育等従事者数等）・ 事故状況（死因・負傷状況・受傷部位・診断名）
- ・ 事故誘因 ・ 事故概要 ・ 事故発生の要因分析（ソフト面、ハード面、環境面、人的面）
- ・ 事故発生の要因分析に係る自治体のコメント

# 報告の系統

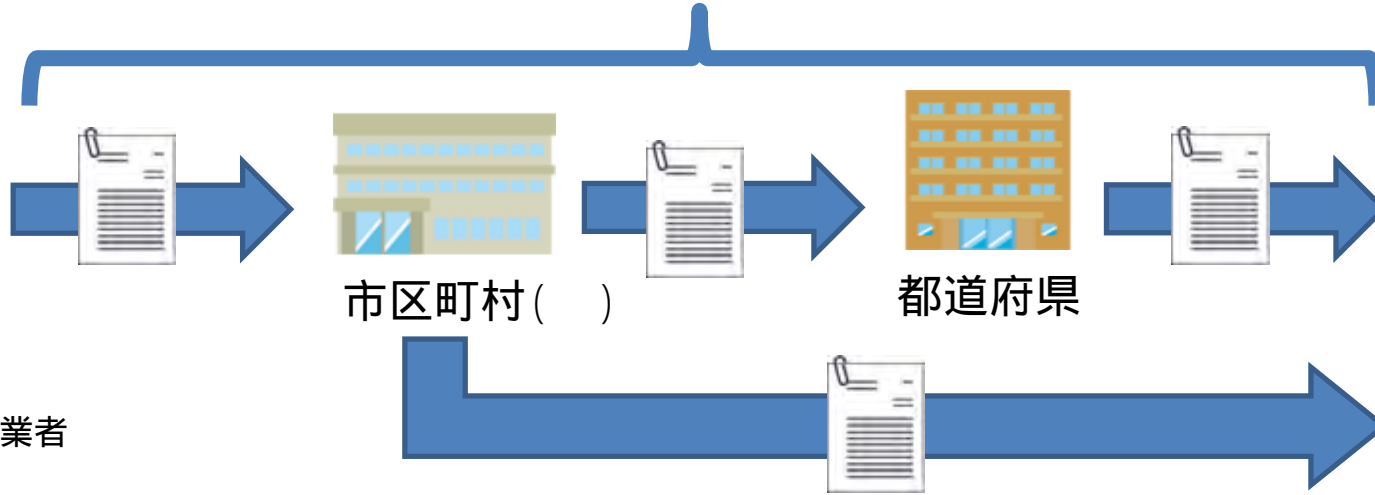
【1/3】

第1報:原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)  
第2報:原則1ヶ月以内程度 等

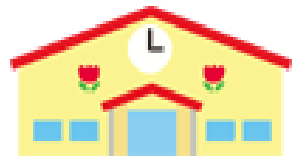


特定教育・保育施設  
特定地域型保育事業者  
延長保育事業者  
放課後児童クラブ  
ファミリー・サポート・センター事業者

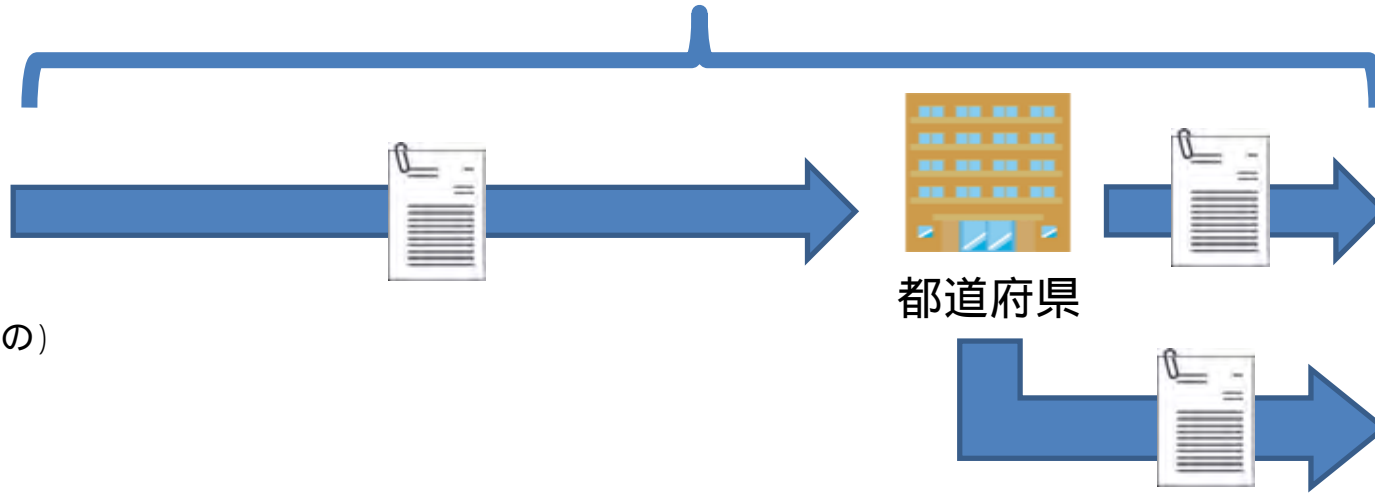
指定都市・中核市を含む。



第1報:原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)  
第2報:原則1ヶ月以内程度 等



幼稚園  
(特定教育・保育施設でないもの)

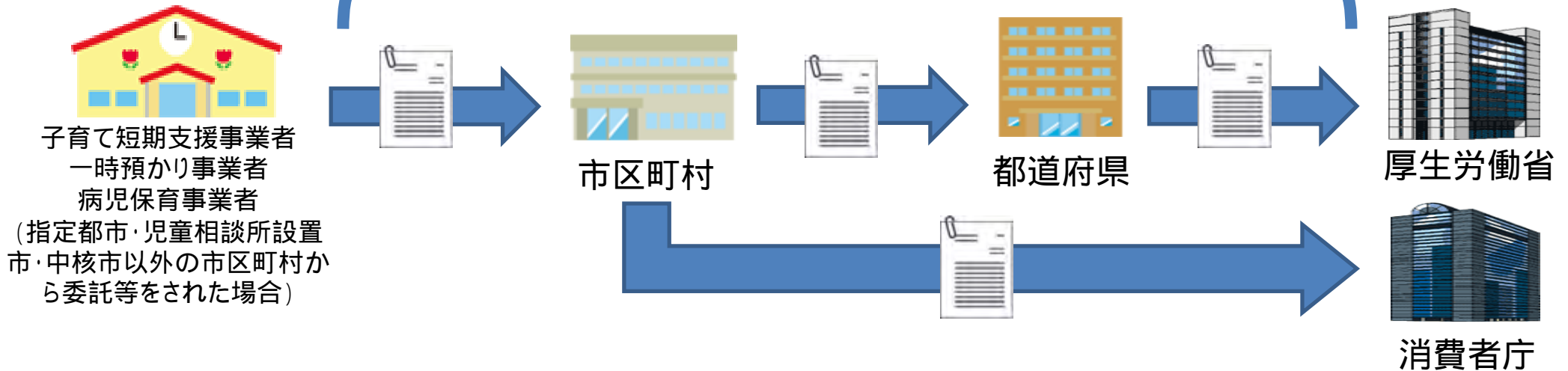




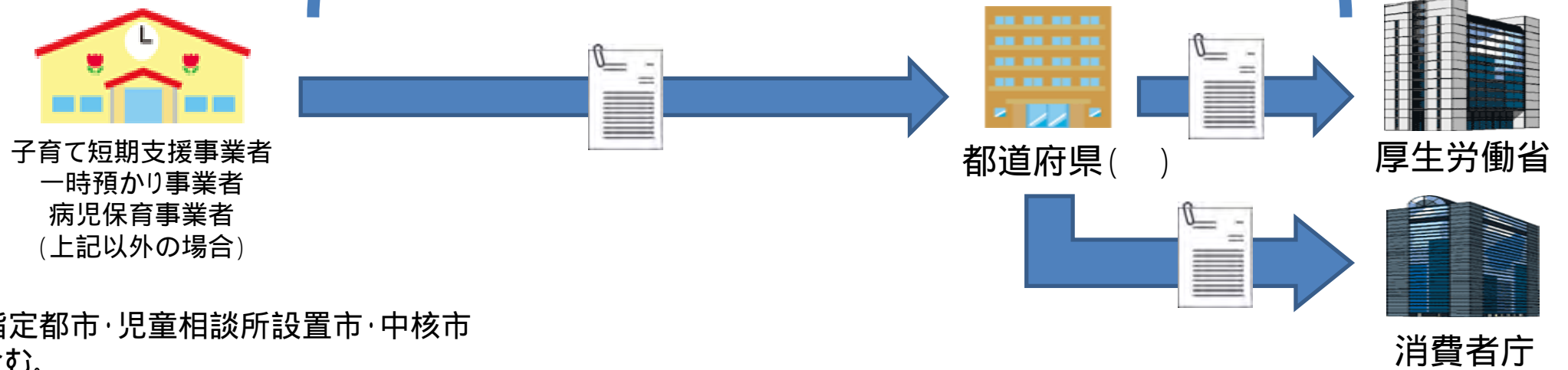
# 報告の系統

【2/3】

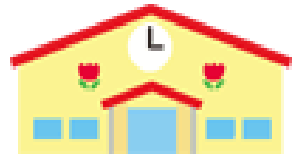
第1報:原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)  
第2報:原則1ヶ月以内程度 等



第1報:原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)  
第2報:原則1ヶ月以内程度 等

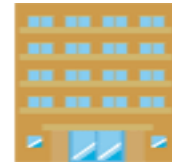


第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）  
第2報：原則1ヶ月以内程度 等



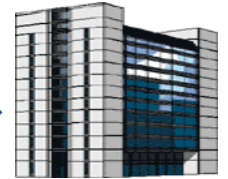
企業主導型保育施設  
(認可外保育施設)

指定都市・児童相談所設置市・中核市  
を含む。



都道府県( )

児童育成協会



内閣府



消費者庁

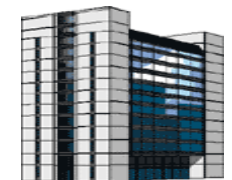
第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）  
第2報：原則1ヶ月以内程度 等



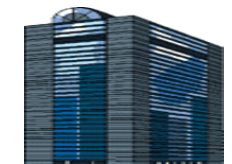
認可外保育施設( 1 )



都道府県( 2 )



厚生労働省



消費者庁

1 認可外の居宅訪問型保育事業者を含む。  
(企業主導型ベビーシッター等利用支援事業の実施事業者は、併せて全国保育サービス協会に報告すること。)  
2 指定都市・児童相談所設置市・中核市を含む。



# 重大事故の再発防止のための検証と事故防止等のためのガイドライン

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 最終取りまとめ（平成27年12月21日）を踏まえて、地方自治体宛てに以下を通知し、施設・事業者に周知。（平成28年3月31日発出）

- ① 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について
- ② 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

## 【① 重大事故の再発防止のための検証】

検証の実施主体

- ・市 町 村...認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業（小規模保育事業等）、地域子ども・子育て支援事業
- ・都道府県...認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業

検証の対象範囲

- ・死亡事故、意識不明等地方自治体において検証が必要と判断した重大事故

検証組織による検証

- ・検証は、外部の委員で構成する検証委員会を設置して実施する。
- ・検証委員は、重大事故の再発防止に知見のある者（例：学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係者）

検証の報告

- ・検討委員会は、検証結果を踏まえて、具体的な対策について提言を行う。
- ・検証結果、提言を盛り込んだ報告書を公表し、国に提出する。

## 【② 事故防止等のためのガイドライン】

事故防止のための取組み～施設・事業者向け～

- ・重大事故が発生しやすい場面（睡眠中、プール活動・水遊び、食事中）ごとの注意事項
- ・事故防止のための研修等による体制づくり

事故防止のための取組み～地方自治体向け～

- ・地方自治体、施設・事業者との連携体制の整備
- ・施設・事業者に対する研修や指導監査等の実施

事故発生時の対応～施設・事業者、地方自治体共通～

- ・事故発生時の段階的な対応（事故発生直後、事故直後以降、状況の記録、保護者等への対応、報道機関への対応、国への事故報告、検証の実施）

# 教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議について

## 1. 趣旨

「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」における検討を踏まえ、平成27年4月から重大事故が発生した場合の国への報告の仕組み等を整備するとともに、平成28年4月からは、死亡事故等が発生した場合に、地方自治体は検証を実施し、事実の把握や発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討することとしている。

これらの取り組みを受け、国においては、地方自治体の検証報告等を踏まえた重大事故の再発防止策について検討を行うため、「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」（平成28年4月設置）を開催する。

## 2. 主な検討課題

- (1) 事故報告、事故情報データベースに基づく傾向分析等
- (2) 地方自治体からの検証報告に基づく重大事故の再発防止策に関する提言
- (3) 事故報告、事故情報データベースの充実
- (4) 事故防止及び発生時の対応のためのガイドライン等の改善

## 3. 今後の予定

当面、地方自治体からの検証報告の状況を見ながら、以下のような議論を行っていただく予定。

- ・事故報告や事故情報データベース充実に向けた検討
- ・傾向分析にかかる分析手法についての検討
- ・重大事故の検証報告からなど

## 委員（：座長）

東 重満	美晴幼稚園園長	田中 弘美	一般社団法人日本こども育成協議会副会長
長田 朋久	公益社団法人全国私立保育園連盟副会長	二宮 昭子	松戸市こども部幼児保育課指導監・六実保育所長
小原 聖子	ゆったりーの運営委員会代表	前田 正子	甲南大学マネジメント創造学部教授
栗並 えみ	碧南市認可保育所死亡事故 被害児童の親	升田 純	中央大学法科大学院教授・升田法律事務所
鈴木 道子	NPO法人家庭的保育全国連絡協議会会長	柳橋 祥人	東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課長
関川 芳孝	大阪府立大学教授	山中 龍宏	緑園こどもクリニック院長・NPO法人SafeKidsJapan理事長
田中 哲郎	東京工科大学客員教授・小児科医		

# 「教育・保育施設等における事故報告集計」の公表

(平成30年5月28日付公表資料 抜粋)

## 事故報告概要

教育・保育施設等(\*)において発生した死亡事故や治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等(意識不明(人工呼吸器を付ける、ICUに入る等)の事故を含む。)で、平成29年1月1日から平成29年12月31日の期間内に事故報告(第1報)のあったものを集計した。

\* 教育・保育施設等とは、以下の施設・事業をいう。

- ・認定こども園(幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型) ・幼稚園 ・認可保育所 ・小規模保育事業
- ・家庭的保育事業 ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業(認可) ・一時預かり事業 ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) ・子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)
- ・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) ・認可外保育施設(企業主導型保育施設、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設) ・認可外の居宅訪問型保育事業

	認定こども園・幼稚園・保育所等	放課後児童クラブ	合計	割合
<b>負傷等</b>	<b>872</b>	<b>362</b>	<b>1234</b>	<b>99.4%</b>
(うち意識不明)	(9)	(0)	(9)	(負傷等の0.7%)
(うち骨折)	(698)	(332)	(1030)	(負傷等の83.5%)
(うち火傷)	(5)	(0)	(5)	(負傷等の0.4%)
(うちその他)	(160)	(30)	(190)	(負傷等の15.4%)
<b>死亡</b>	<b>8</b>	<b>0</b>	<b>8</b>	<b>0.6%</b>
<b>事故報告件数</b>	<b>880</b>	<b>362</b>	<b>1242</b>	<b>100%</b>

# 「教育・保育施設等における事故報告集計」の公表

(平成30年5月28日付公表資料 抜粋)

## 死亡及び負傷等の事故概要

	負傷等				死亡	計	(参考) 施設・事業者数(時点)	
	意識不明	骨折	火傷	その他				
幼保連携型認定こども園	72	0	54	0	18	1	73	3,618 箇所(H29.4.1)
幼稚園型認定こども園	7	0	5	0	2	0	7	807 箇所(H29.4.1)
保育所型認定こども園	10	0	9	0	1	0	10	592 箇所(H29.4.1)
地方裁量型認定こども園	1	0	1	0	0	0	1	64 箇所(H29.4.1)
幼稚園	24	0	21	0	3	0	24	5,596 箇所(H29.4.1)
認可保育所	727	7	587	4	129	2	729	23,410 箇所(H29.4.1)
小規模保育事業	6	0	5	1	0	0	6	3,494 箇所(H29.4.1)
家庭的保育事業	0	0	0	0	0	0	0	926 箇所(H29.4.1)
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	12 箇所(H29.4.1)
事業所内保育事業(認可)	1	0	0	0	1	0	1	461 箇所(H29.4.1)
一時預かり事業	2	0	0	0	2	0	2	9,494 箇所(H28 実績)
病児保育事業	0	0	0	0	0	1	1	2,572 箇所(H28 実績)
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	5	0	5	0	0	0	5	833 箇所(市区町村) (H28 実績)
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	0	0	0	0	0	0	0	ショートステイ 764 箇所 トワイライトステイ 386 箇所 (H28 交付決定)
放課後児童クラブ	362	0	332	0	30	0	362	24,573 箇所 (H29.5.1)
企業主導型保育施設	2	0	2	0	0	0	2	企業主導型保育施設 694 箇所(H29.12.31)
地方単独保育施設	8	0	5	0	3	0	8	認可外保育施設 6,923 箇所
その他の 認可外保育施設	7	2	4	0	1	4	11	事業所内保育施設 4,561 箇所 (H28.3.31)
認可外の居宅訪問型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	80 箇所(H28.3.31)
<b>計</b>	<b>1234</b>	<b>9</b>	<b>1030</b>	<b>5</b>	<b>190</b>	<b>8</b>	<b>1242</b>	

地方単独保育施設とは、都道府県又は市区町村が、認可外保育施設の設備や職員配置等に関する基準を設定し、当該基準を満たすことを条件として、その運営に要する費用について補助を行う等する認可外保育施設のことをいう。

「意識不明」は、事故に遭った際に意識不明になったもの(平成27年は、その後、意識不明の状態が回復したものも含む。)

「骨折」には、切り傷やねんざ等の複合症状を伴うものが含まれる。

「その他」には、指の切断、唇、歯の裂傷等が含まれる。

参考：認可保育所2,116,341人(平成29年4月1日現在)

認可外保育施設 177,877人、事業所内保育施設 73,660人(平成28年3月31日現在)

## 年齢別(死亡・負傷等)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	放課後児童 クラブ等	計
幼保連携型認定こども園	0 (0)	4 (0)	2 (0)	10 (0)	21 (0)	19 (0)	17 (1)	-	73 (1)
幼稚園型認定こども園	-	-	-	0	4	3	0	-	7
保育所型認定こども園	1	2	1	1	2	2	1	-	10
地方裁量型認定こども園	0	0	0	0	0	0	1	-	1
幼稚園	-	-	-	2	4	12	6	-	24
認可保育所	4 (0)	31 (1)	58 (0)	96 (0)	170 (1)	250 (0)	120 (0)	-	729 (2)
小規模保育事業	0	2	4	0	0	0	0	-	6
家庭的保育事業	0	0	0	0	0	0	0	-	0
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	-	0
事業所内保育事業(認可)	0	0	0	1	0	0	0	-	1
一時預かり事業	0	0	1	0	1	0	0	-	2
病児保育事業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	-	1 (1)
子育て援助活動支援事業(ファミ リ・サポート・センター事業)	0	0	1	2	1	0	0	1	5
子育て短期支援事業(ショートス テイ・トワイライトステイ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後児童クラブ								362	362
企業主導型保育施設	0	0	1	1	0	0	0	-	2
地方単独保育施設	0	1	1	1	2	3	0	-	8
その他の認可外保育施設	2 (2)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	3 (0)	2 (0)	2 (0)	-	11 (4)
認可外の居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	-	0
<b>計</b>	<b>7 (2)</b>	<b>41 (2)</b>	<b>70 (1)</b>	<b>114 (0)</b>	<b>209 (2)</b>	<b>291 (0)</b>	<b>147 (1)</b>	<b>363 (0)</b>	<b>1242 (8)</b>

( )内の数字は死亡事故の件数で内数

# 「教育・保育施設等における事故報告集計」の公表

(平成30年5月28日付公表資料 抜粋)

## 場所別

	施設内		施設外	不明	計
	室内	室外			
幼保連携型認定こども園	37 (1)	26 (0)	10 (0)	0 (0)	73 (1)
幼稚園型認定こども園	3	4	0	0	7
保育所型認定こども園	6	4	0	0	10
地方裁量型認定こども園	1	0	0	0	1
幼稚園	10	13	1	0	24
認可保育所	305 (1)	337 (1)	87 (0)	0 (0)	729 (2)
小規模保育事業	4	2	0	0	6
家庭的保育事業	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0
事業所内保育事業(認可)	1	0	0	0	1
一時預かり事業	1	1	0	0	2
病児保育事業	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	2	2	1	0	5
子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	0	0	0	0	0
放課後児童クラブ	117	202	43	0	362
企業主導型保育施設	0	1	1	0	2
地方単独保育施設	5	0	3	0	8
その他の認可外保育施設	7 (4)	0 (0)	4 (0)	0 (0)	11 (4)
認可外の居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0
<b>計</b>	<b>500 (7)</b>	<b>592 (1)</b>	<b>150 (0)</b>	<b>0 (0)</b>	<b>1242 (8)</b>

( )内の数字は死亡事故の件数で内数

## 死亡事故における主な死因

\*平成29年は以下の施設から死亡事故の報告あり

	認可保育所	幼保連携型 認定こども園	病児保育事業	その他の認可 外保育施設	合計
SIDS	0	0	0	0	0
窒息	0	0	0	0	0
病死	0	1	0	1	2
溺死	0	0	0	0	0
その他	2	0	1	3	6
<b>合計</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>4</b>	<b>8</b>

「その他」は、原因が不明なもの等を分類

## 死亡事故発生時の状況

\*平成29年は以下の施設から死亡事故の報告あり

	認可保育所	幼保連携型 認定こども園	病児保育事業	その他の認可外 保育施設	合計
睡眠中	1	0	0	4	5
プール活動・ 水遊び	1	0	0	0	1
食事中	0	0	0	0	0
その他	0	1	1	0	2
<b>合計</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>4</b>	<b>8</b>

# 「教育・保育施設等における事故報告集計」の公表

(平成30年5月28日付公表資料 抜粋)

## (参考：これまでの保育施設等における死亡事故の報告件数等)

[注意事項：各年区分について]

集計期間は以下のとおり。原則、国に報告された月でカウントしているが、平成25年に判明した31件の追加報告分は、実際に事故が発生した月でカウントしている。

- ・平成16年から20年：4月から3月まで
- ・平成21年：4月から12月まで（平成21年1～3月発生分は平成20年分として集計）
- ・平成22年から26年：1月から12月まで
- ・平成27年：認可保育所、認可外保育施設（地方単独保育施設、その他の認可外保育施設）は1月から12月まで  
幼保連携型認定こども園、小規模保育事業は4月から12月まで  
認定こども園としては、平成27年度から調査を実施
- ・平成28年から：1月から12月まで

### 死亡事故の報告件数

	幼保連携型認定こども園	認可保育所	小規模保育事業	家庭的保育事業	病児保育事業	認可外保育施設	合計
H16	-	7件	-	-	-	7件	14件
H17	-	3件	-	-	-	11件	14件
H18	-	5件	-	-	-	8件	13件
H19	-	3件	-	-	-	12件	15件
H20	-	4件	-	-	-	7件	11件
H21	-	6件	-	-	-	6件	12件
H22	-	5件	-	-	-	8件	13件
H23	-	2件	-	-	-	12件	14件
H24	-	6件	-	-	-	12件	18件
H25	-	4件	-	-	-	15件	19件
H26	-	5件	-	-	-	12件	17件
H27	1件	2件	1件	0件	0件	10件	14件
H28	0件	5件	0件	1件	0件	7件	13件
H29	1件	2件	0件	0件	1件	4件	8件
合計	2件	59件	1件	1件	1件	131件	195件



# 保育所等の事故防止の取組強化事業

(保育対策総合支援事業費補助金 381億円の内数)

## 1. 背景

子ども・子育て支援新制度では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 第32条、第50条)  
平成26年6月30日開催の第16回子ども・子育て会議において、特定教育・保育施設等の重大事故の発生・再発防止について行政の取組のあり方等を検討すべきとされた。

## 2. 検討会の議論

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会(平成26年9月8日)を設置し、次の事項について議論  
重大事故の情報の集約のあり方 集約した情報の分析、フィードバック、公表のあり方 事故の発生・再発防止のための支援、指導監督のあり方

## 3. 中間取りまとめ(平成26年11月28日)

重大事故の集約範囲・方法・公表のあり方について取りまとめ

報告様式を定め、報告期限の目安(第1報は事故発生当日等)を設定する等、事故報告制度を全般的に見直し。 平成27年2月16日に3府省で通知

・公表のあり方: 国において事故報告をデータベース化し、内閣府HPで公表(個人情報を除く)。 平成27年6月より四半期ごとに内閣府HPで公表

## 4. 最終取りまとめ(平成27年12月21日)

重大事故の発生防止のための今後の取組について取りまとめ

- ・事故の発生防止(予防)のためのガイドライン、マニュアルの作成(検討会では骨子を作成)
- ・事故の発生・再発防止のための指導監督のあり方
- ・事故の再発防止のための事後的な検証  
地方自治体...死亡事故、必要と判断した場合の死亡事故以外の重大事故の検証  
国...有識者会議を設置(H28.4.21)し、検証報告等を踏まえ、再発防止策を検討

地方自治体宛てに以下を通知し、施設・事業者へ周知  
① 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について  
② 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

## 保育所等の事故防止の取組強化

保育所や認可外保育施設等での死亡事故を防止するため、死亡事故等の重大事故の防止を内容とした研修の実施や睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面での巡回支援指導を行う。

死亡事故等の重大事故の防止を内容とした研修事業の実施

死亡事故等の重大事故の発生防止のための巡回支援指導員の自治体への配置

事故防止  
の取組

死亡率ゼロを目指す



認可保育園等



認可外  
保育施設

- 【実施主体】 都道府県又は市町村
- 【補助率】 国1/2 都道府県又は市町村1/2
- 【補助単価】 事故防止研修: 1人当たり6千円  
巡回指導支援事業: 巡回支援指導員1人当たり4,064千円